~春の引越しシーズンは、市民課窓口が混雑します~

住所を変更したら、 14 日 以

足められています。 内に届出をするよう、 法律で

手続に必要なものをお知らせ 民課窓口が大変混み合います。 から4月上旬にかけては、市 住所変更が多くなる3月中旬 例年、転入・転出・転居などの 混雑が予想される日時や、

窓口の開設時間

します。

月曜日~金曜日(祝日除 ※戸籍届出や転入・転居など、内 く) 8時30分~17時15分 容によっては手続に時間がか お越しください。 かりますので、16時30分までに

混雑が予想される日時

- 月曜日、 3月中旬から4月上旬 金曜日および
- 祝日明け 11時~14時ごろ
- ※内容によっては他課での手続 がありますので、時間に余裕 をもってお越しください。

証、年金手帳、年金証書な

(例) 健康保険証、介護保険

3 持参してください 「本人確認資料」を

確認を行っています。 謄抄本の交付申請の際に は、次の「本人確認資料」で 所変更や住民票・戸籍

のですので、ご協力をお願 虚偽の手続を防ぐためのも いします。 個人情報の不正取得や

【本人確認資料】

顔写真付きの官公署発行の 書類を1点

右記の書類がない場合は、 写真付きの住基カード、パ バーカード」という。)、顔 カード(以下「マイナン 次の書類を2点 は特別永住者証明書など スポート、在留カードまた (例) 運転免許証、個人番号

5 印鑑登録証が必要で 鑑証明)の発行には 印鑑登録証明書

印

ਰ

で、 鑑登録証」が必要ですの 窓口での発行には 必ず持参してくださ 印

4 の住基カード」、 **参してください** 転入・ 「マイナンバーカー 「在留カード」を持 転居の際は 「顔写真付き

が必要になります。 住所変更する人のカード 号(数字4ケタ) 所変更には個別に暗証番 を持参してください。 の新住所を記載します。 カード・住基カードの住 なお、マイナンバー カードに転入・転居後 の 確認

6 お近くの窓口をご利 用ください

どは、本庁・行政センター をご利用ください。 できます。お近くの窓口 いずれの窓口でも手続が 住民票の写し等の発行な 住所変更や印鑑登録

印鑑の登録は行っていなどの住所変更手続、は、転入・転出・転足 土日窓ロサー ビスで 居

おたずね・手続窓口

民 **☎**21 - 2315 庁 市 平田行政センター 市民サービス課 ☎63-5565 佐田行政センター 市民サービス課 ☎84-0111 多伎行政センター 市民サービス課 ☎86-3116 湖陵行政センター 市民サービス課 ☎43-1214 大社行政センター 市民サービス課 ☎53-3115 斐川行政センター 市民サービス課 ☎73-9100

マイナンバーカードがあれば 交付サ -ビスが利用できます

出雲市に住民票がある人は、マイナンバーカードを 利用して、全国のコンビニエンスストアに設置している マルチコピー機で各種証明書が取得できます。

▶取得できる証明書

- ①住民票の写し(本人・同一世帯員)
- ②印鑑登録証明書(本人のみ)
- ③戸籍(謄本/抄本)
- ④戸籍の附票の写し(謄本/抄本)
- ⑤所得(課税)証明書(本人の最新年度分) ※③.④は本籍・住所ともに出雲市にある方のみ
- ▶取得できる主なコンビニ セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン

▶利用時間

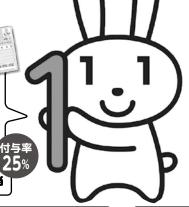
6時30分~23時 (12/29~1/3は利用できません) ※戸籍・戸籍の附票の写しは8時30分~17時15分

※3月22日(月)13時から3月25日(木)12時の間 システムメンテナンスのため利用できません。

2021年3月末までに

マイナンバーカードを申請すると マイナポイントがもらえるよ!

上限 5,000円#当



◆申請~取得の方法

交付申請書に 必要事項を 記入し写真を貼付

市民課または 各行政センターの 窓口へ提出

市民課から カードの 交付通知書が 郵便で届く

必要書類を持って 市民課または 各行政センターの 窓口で受け取り

マイナ ポイント 申込手続

オンライン(スマホ・パソコン)による申請

- ※1)交付申請書が必要な人は、市民課または各行政センターの窓口へご連絡ください。
- ※2) 直接国のカードセンターへ郵送することもできます。
- ※3) オンライン申請にはQRコード・申請書ID付きの申請書が必要です。
- ※4) 申請から交付通知書が届くまでおよそ1か月かかります。
- ※5) 受取は、事前予約制です。土日窓口サービスでの受取もできます。 (受付数に限りがあるため、希望日に予約できないことがあります。ご了承ください。)

マイナポイントは こちらから

マイナンバーカードは こちらから





おたずね/市民課 **☎21-2315**

令和3年4月診療分から小の中学生を対象とした

◇制度内容

- 全ての小学生の入院及び入院外 (通院・薬局等)を対象
- 市独自に全ての中学生の入院を対象

区分	入 院	入院外 (通院・薬局等)
小学生	1割負担 (※1限度額 2,000円/月)	1 割負担 ※2 薬局等は無料 (限度額 1,000円/月)
中学生	1割負担 (※1限度額 2,000円/月)	3割負担 (助成なし)

- ※1 限度額とは1か月、1医療機関(医科、歯科別)あたりの本人負担額の上限
- ※2 薬局等(薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、 治療用装具製作所並びに訪問看護ステーション)

◇申請方法

- 各小・中学校経由で配布 (令和3年1月) の案内文書に従って申請 子どもの健康保険証が必要です。
 - (1)小学生の場合

《令和3年3月5日(金)までの申請分》 資格証を3月末に郵送

※3月6日~3月31日申請分は順次郵送しますので、お早めに申請してください。

《令和3年4月以降の申請分》 資格証を窓口にて即日交付

(2)中学生の場合 子どもが入院する際に申請

◇申請窓□

- 本庁 子ども政策課
- 各行政センター 市民サービス課

おたずね/子ども政策課 四21-6963

